

## 東京都児童福祉審議会答申・意見具申等一覧

(41年度以降)

年度	件名	種類	年月日	内容
41	「東京都における学童保育事業のあり方について」 (40.9.2 諮問)	答申	41.4.19	留守家庭児童のよき成長とその福祉のためにできる限りの対策を講じる必要がある。学童保育事業運営上特に問題となる①職業名(呼称)、②育成のあり方、③対象児童の範囲、④施設形態、⑤指導員、⑥事業の所管について答申。
42	「東京都における里親・保護受託者制度について」	意見具申	43.2.14	里親・保護受託者制度について早急に改善を必要とする問題を検討、当面の対策として、①里親認定基準の改善、②里親制度の拡充、③保護受託者制度の改変について国に対し意見具申することの要請等を提言。
43	「玩具に関する調査報告書」(幼児)	調査	44.3.31	都内在住児童の生活文化において、市販の有害玩具がいかなる役割を果たしているか、その実情を把握するため、幼児を対象に玩具、遊具について起こった事故やケガを中心に親の玩具遊具の選択基準等を調査し審議の基礎資料とする。
	「東京都における母性保健対策のあり方について—特に妊産婦死亡対策を中心として—」 (42.4.4 諮問)	答申	第1次答申 43.11.29	東京都における妊産婦死亡問題の実態を明らかにし、同時のその防止に必要な具体的対策を検討。緊急に実施が望まれる対策(①妊産婦保健管理体制の確立、②地域における保健サービスの充実)について中間答申。
44			最終答申 44.8.26	第1次答申に加えて実施が望まれる対策(①地区母子保健対策協議会〔仮称〕の設置、②保健所における保健対策の充実、③産科出血対策、④医療機関における助産婦の充実等)について答申。
45	「公私収容施設における収容対象、施設型態・運営費の在り方について」	中間報告	45.9.22	児童の福祉を確保するという観点から、公私の収容施設間における運営型態の基本的な問題(勤務時間、勤務体制、施設運営等)を対比し、検討資料として中間報告する。
	「東京都における児童相談所の機能整備について」	意見具申	45.11.20	当面推進すべき児童福祉施策のうち解決をいそぐ児童福祉問題として、児童福祉行政の第一線機関である児童相談所の整備、専門職員の増員等の具体策を提言、併せてモデル的児童相談所(児童相談センター)構想を意見具申。

年度	件名	種類	年月日	内容
45	「玩具に関する調査報告書」(小学生)	調査	46.3.31	44年度の調査(幼児を対象)に引き続いて、小学生を対象に、玩具による事故、親の玩具に対する意識などを調査し、審議の基礎資料とする。
46	「東京都児童相談センターの建設について」	意見具申	46.9.12	45.11.20意見具申「東京都における児童相談所の機能整備について」の構想に基づき「児童相談センター」の具体的内容について審議し意見具申。
	「児童収容施設特に養護施設における児童処遇のあり方について」	意見具申	46.9.21	児童相談所の拡充強化と併せて、児童福祉施設の機能についても、新たなニーズに対応するため、再編整備が必要。その第一段階として養護施設の充実を中心として、新たなニーズに対応すべき養護機能の具体的内容をなす基本的諸条件について検討を加え、当面の方策を提言。
47	「母子保健対策の改善について」	意見具申	47.6.1	44.8.26「東京都における母子保健対策のあり方について一特に妊産婦死亡対策を中心として一」の答申に引続き、東京都における母子保健対策上緊急を要する具体策(①母子保健指導体制の充実強化、②福祉対策の拡充、③小児慢性疾病に対する医療援護の拡大等)を意見具申。
	「東京都における里親制度のあり方について」	意見具申	47.11.15	東京都における里親制度の伸び悩みの状態を打開するため、望ましい養護のあり方としての里親制度について再検討し、コミュニティ・ケアの具体的展開としての「養育家庭制度」を提言。
	「東京都における児童館のあり方について」	意見具申	47.11.15	児童館の意義を明確にし、児童館を児童のための地域センターとして位置づけ、それを可能とする諸条件を究明。具体的対策として、都立児童館の役割、地区児童館の適正配置、児童館における学童保育クラブ等、児童館の充実強化について提言。
48	「当面する保育問題について一特に保育所をめぐる問題について一」	意見具申	48.10.8	保育の現状と問題点を明らかにし、乳幼児の福祉を保障するための保育の基本的考え方及び現在の保育所が当面している諸問題(長時間保育、保育の費用、保母の確保対策等)に対し、その解決すべき方向と方策を提言、併せて「東京都における障害児保育のあり方について」を意見具申。

年度	件名	種類	年月日	内容
51	「母子保健・医療対策の改善について」	意見具申	51.6.22	妊産婦、乳幼児については、時代の変遷と学問の進歩に伴うさまざまな行政需要に対応できる対策が必要であること、また、50年4月から保健所が特別区に移管されたことに伴い、母子保健サービスに区間の格差を生じないようにすることなどの観点から、当面の母子保健、医療対策上改善を要する具体策（①保健サービスの充実、②医療と援護、③重症心身障害児等の医療等）について意見具申。
	「地域社会に開かれた児童相談所のあり方について」	意見具申	51.7.26	制度や行財政の現実的制約の下で児童福祉の理念が埋没せざるを得ない状況を積極的に点検し、基本的に児童相談所がいかにあるべきかの観点から、その業務運営を見直す中で、地域における児童相談ネットワークのあり方、職員の任用、研修、さらには職員の確保と児童相談所の増設等について検討し、具体策を提言。
53	「新しい社会的養護計画に向かって―要養護児童をめぐるコミュニティ・サービス展開の方策―」	意見具申	53.5.10	要養護児童のニーズに応えるため既存の施設や里親制度等のいわゆる社会的養護に関する諸施策の充実を図り、あわせて新しい社会的養護の方策として、①ファミリーグループホーム制度の導入、②一時保護委託制度の具体化を提言。
55	「今後の保育行政のあり方について」 (55.5.9 諮問)	答 申	中間答申 55.12.17	保育需要の多様化と増大が、現行の保育所保育では十分対応できない状況になっている。今後、量・質ともに複雑多様化した保育需要に有効に対応していくためには、保育需要の要因を分析し、実態に応じて保育所以外の社会的保育機能による弾力的な対応も必要である。さらに、地域の需要の特性に応じた幅広い保育プログラムが準備され、利用者が費用負担を含めて主体的選択が可能となるよう新しいタイプの保育機能の開発と保育サービスのシステム化等を中間答申。
56			最終答申 57.3.31	児童を健全に育成していくには、保護者、社会、国、地方公共団体がそれぞれの役割と責任を果たすべきであるという基本的な考え方に立ち、保育費用の原則的な考え方、無認可保育施設に対する指導監督の確立、保育室、家庭福祉員制度の改善充実、新しい保育プログラム等を答申。

年度	件名	種類	年月日	内容
56	「単親家庭の福祉に関する提言」	意見具申	56.12.5	単親家庭は両親家庭に比べ、生活問題により多く遭遇しがちであり、生活問題に取り組む既存の施策の充実と、新たに有料の単親家庭家事援助者派遣制度の新設と、単身家庭の自助活動の拠点として「単身家庭福祉センター」（仮称）の設置等を提言。
59	「児童福祉諸施策の基本的方向と緊急課題について－協働と総合による改善をめざして－」	意見具申	59.4.9	今日の複雑・多様化する児童問題に対応するため、児童福祉の施策全体を見直し、より有効で適切な内容へと質的転換を図ることが必要である。総論では、健全育成、相談指導体制、社会的保育対策等児童福祉の制度と実践の今後の基本的方向を示唆し、各論では、当面する緊急課題である年長児童の情緒障害対策と養護施設の中卒就職児童への援護対策について提言。
61	「社会的不適応を示す思春期児童の処遇と自立への援助のあり方」	意見具申	61.5.30	登校拒否、校内暴力、いじめなどの社会的不適応行動を示す思春期児童が増加し、その内容も複雑化・深刻化している。これら児童の社会的不適応を解消し、その自立を援助するため、地域ケア、施設ケア及び関連諸分野にわたって様々な施策を提言。
63	「地域において児童の福祉を増進する方策について」	意見具申	63.6.28	社会と家庭の変化による家庭の教育機能の低下、過重な学習期待による学校外生活の喪失などの社会的背景の中で、ほとんど学校と家庭だけに限られている児童の生活に地域とう第三の生活空間を導入して、児童に潤いと活気のある自由な生活、自立の促進、豊かな人間関係の実現を図るため、「戸外における遊びの環境づくり」、「子どもがあつまる児童館づくり」など五項目にわたり具体策を提言。
平成元	「多様化する保育需要に対応するための総合的保育施策について」 (平成元.5.26 諮問)	答申	中間答申 元.11.28	乳児保育については、産後休暇終了後からの保育の実施及び需要に即した保育時間を認可保育所でさらに推進すべきである。産後休暇終了後からの保育の実施について、公立保育所はこれまで以上に努力すべきであり、また私立保育所には年間をとおして保育が円滑にできるように、経営面の配慮等を講ずる必要があると中間答申。

年度	件名	種類	年月日	内容
2			最終答申 2.11.27	女性の就労形態、就労時間の多様化及び地域における子育て支援等の需要に対応するため、乳児保育（中間答申事項）、夜型延長保育（需要に対応した制度の創設）と深夜保育（ベビーホテル利用者の実態調査を踏まえ、対応策の検討）、保育所機能の地域への活用（子育てセンターとして地域住民への養育支援）、民間保育所の安定的経営（福祉人材の確保等）保育室と家庭福祉員の今後の位置づけなどについて、新たな保育施策を展開するよう答申。
4	「子育て支援のための新たな児童福祉・母子保健施策のあり方について」 (平成3.3.11 諮問)	答申	4.11.4	施策の展開に当たっての基本的な視点として、健やかに子どもを産み育てる環境づくりの推進、児童福祉と母子保健及び関連分野との連携、都と区市町村における施策の展開を挙げている。新たな施策のあり方として、子育ての支援のためのネットワークの形成、児童福祉施設を利用したショートステイ事業等の実施、児童相談所の専門的役割の確保と職員の資質向上。母子保健では、性教育の充実、親性の育成等について。また、児童虐待の防止について取り組む必要があると答申。
6	「地域における子ども家庭支援システムの構築とその推進に向けて」	意見具申 (中間)	6.8.18	地域において子どもと家庭のニーズに総合的かつきめ細やかに対応できるような「子ども家庭支援システム」を構築する必要があることを指摘し、その核として、区市町村に1か所程度の「子ども家庭支援センター」を設置すべきことを提言。当センターは、①総合相談、②在宅福祉サービス提供、③サービスの調整、④地域組織化の4つの機能を持つ。
	「みんなで担う子ども家庭支援の地域づくりを」	意見具申 (最終)	7.3.15	「子ども家庭支援システム」を具体化するための方策として、①区市町村が、「地域子ども家庭支援計画（仮称）」を策定して、地域で多様なサービスを提供できる体制を整備すること、②児童福祉施設等が地域の子どもと家庭を支援するために新たなサービスを積極的に展開していくことが必要である。また、不登校や児童虐待など深刻化する児童問題への対応として、専門的な対応ができるよう、都の専門機関の体制を強化していく必要がある。

年度	件名	種類	年月日	内容
8	「地域における子ども家庭支援システムの具現化について」	意見具申 (中間)	8.11.22	子ども家庭行政は、従来のいわゆる措置・保護行政から脱却し、子どもや家庭を総合的にとらえて展開していく必要がある。区市町村が、家庭支援センターを整備していく際には、概ね人口10万人に1か所程度の設置が適当である。また、他の施設の特徴を生かしながら併設していくことが考えられる。児童相談所と子ども家庭センターについては、それぞれの役割と機能を明確にして整備する必要がある。
10	「新たな子どもの権利保障の仕組みづくりについて」	意見具申	10.7.30	虐待や体罰に見られるように、権利を保障すべき立場の大人が、子どもの権利を侵害している事実を重く受け止め、大人が子どもの権利条約の主旨を十分理解し、権利保障の担い手となるよう意識を変えていく必要がある。都の広報媒体を活用したり、都民を対象とした講演会やシンポジウムなどにより、積極的に子どもの権利に対する理解を広げることや、本審議会の意見具申の内容をわかりやすく解説したものを都民用と子ども用に分けて作成し、周知することなども検討すべきである。
11	「ひとり親家庭の自立生活を支援する総合的な施策のあり方について」	意見具申	11.11.17	家族形態が多様化する中でひとり親家庭を家族の一形態だと明確にした。自立支援の基本である保育サービス等の一般的な社会サービスを充実することにより、多くのひとり親家庭は、自立が可能である。しかし両親家庭に比べ、自立性や安定性を欠きやすい面があり、ひとり親家庭固有の課題への対応が必要である。また夫等からの暴力など危機的な状況にある家庭への支援策も必要で、支援に当たってはファミリーソーシャルワークの展開について検討する必要がある。

年度	件名	種類	年月日	内容
13	「地域における子ども家庭支援のネットワークづくりー区市町村の役割とファミリーソーシャルワークの展開についてー」	意見具申	13. 11. 20	深刻化する子どもと家庭の問題に対しては、住民の身近な地域社会の中で、問題の発生子防を視野に入れ、継続的な関係を築きながら解決を図っていくことが重要として、これからの地域における子ども家庭支援のネットワークづくりを提言。区市町村における子ども家庭支援の総合窓口となるべき子ども家庭支援センターの相談・支援の機能整備や関係機関とのネットワーク体制の構築が今後の課題であり、子ども家庭支援センターが地域の関係機関とのネットワークの核となり、ファミリーソーシャルワークの実践を展開していくことが重要。
15	「都市型保育サービスへの転換と福祉改革ー選択・競い合いによる利用者本位のサービス推進に向けてー」	意見具申 (中間)	15. 8. 1	核家族化や女性の社会進出が進む中、家庭での養育力が弱まり、地域における子育て支援の必要性や保育需要が増大。多様化する大都市特有の保育需要（都市型保育ニーズ）に対応するためには、硬直的・画一的な既存の保育システムを見直し、新たに構築し直すことが必要と提言。すべての子育て家庭を対象に子育て支援サービスを充実させる中で、保育施策も新たな視点から見直し、必要な人が、いつでも、適正な負担で、質の高い保育サービスを選択し、利用できるようにすることが大切。そのためには、多様な事業者の参入と直接契約制度の導入、利用者が安心してサービスを選択できる仕組みづくりが必要。
16		意見具申 (最終)	16. 5. 6	すべての子育て家庭に何らかの保育サービスが必要だとの考え方に立ち、利用者本位の保育サービスを提供できる新たな保育制度のあり方を提言。具体的にはまず、認可保育所改革のために、「保育に欠ける」要件の見直し、直接契約制度の導入、多様な運営主体の参入に向けた規制緩和の3つを国に提案要求すべき。さらに、都自らは、認証保育所の推進、保育サービスの質の向上、量の拡大、区市町村に対する補助制度改革の4つを進めるべき。また、社会全体で子育てを支援するためには、労働環境の整備、保育サービスを含む子育て支援施策の充実、高齢者分野から子ども家庭分野への財源のシフトが必要。

年度	件名	種類	年月日	内容
17	「少子社会の進展と子どもたちの自立支援－社会的養護の下に育つ子どもたちの自立支援－」	提言 (中間)	17.8.31	社会的養護の下に育つ子どもたちが、困難な状況下にあっても「生きる力」を身につけ、経済的に自立し、社会人として立ち立つまでの継続的支援を提言。家庭的養護の推進や施設本園の改革、経済的自立の基盤となる就労に向けた支援を強化すべき。また、自立後も継続的に支援する仕組みを構築すべき。
18	「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」	提言 (最終)	18.6.22	現代社会における「自立」とは何か、自立をはぐくむためにどのような環境を整えることが望ましいかを提言。自立とは成長していくプロセスを含むものであり、そのプロセスを支える基礎となる5つの要素を明確化。世代を超えて循環する「育ち」という考え方の重要性を提起。自立支援の基本的視点と「妊娠期」「乳幼児期」「学童期」「思春期」「青年期」の5つのライフステージ区分に応じた自立支援のポイントと施策の方向性を明示。
20	「社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について」	提言	20.8.7	近年の子ども虐待の深刻化に伴い、社会的養護をとりまく状況は大きく変化。現在の東京都の児童福祉施設は、虐待を受けて心に深い傷を抱えている子どもたちに、十分に対応できるケア体制にはなっていない。また、施設の職員に対して適切なケアを行うためのスキルアップの機会が十分に用意されていない。虐待を受けた子どもたちへのケア体制のあり方や社会的養護を担う人材の育成等について具体的な施策の方向性を提言。